

遺伝資源のアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の 国内措置の現状 —特に学術における課題について—

鈴木睦昭

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所知的財産室
〒411-8540 静岡県三島市谷田 1111

Issues of domestic measure of Nagoya protocol about access and benefit sharing of genetic resources

Mutsuaki Suzuki

Intellectual Property Unit, National Institute of Genetics, Research Organization of Information and Systems
Yata 1111 Mishima, Shizuoka 411-8540, Japan

1. はじめに

バイオテクノロジーにより付加価値が付く、またその可能性のある動植物・微生物は遺伝資源と呼ばれる。すなわち、研究で使用される生物はすべて遺伝資源である。現在、遺伝資源のアクセスと利益配分 (ABS) に関する国際的な法的取り決めである名古屋議定書への批准と発効に向けて準備が進められている。本稿では、名古屋議定書の実施に対してどのような国内措置が適切であるか、課題の分析、特に学術関係に関する課題について述べる。

2. 遺伝資源と過去のトラブル例

遺伝資源の利用の古典的な例としては、青カビからペニシリン、柳の樹皮からアスピリンなどの例や、最近ではイチイからの抗がん剤タキソール、アメリカ毒トカゲ (ジラモンスター) から糖尿病の薬の例などがある。薬と遺伝資源の関係は深く、過去 30 年間で新規創薬の内 26% のものが関与しているといわれている (Newman & Cragg, 2012)。

遺伝資源からは、当初の想像できない成果が出て、利益が生まれたときに、その配分については、過去にトラブルが起こったこともある。特に、伝統的知識に伴う遺伝資源において、トラブルがいくつか発生している。

遺伝資源の利益配分における、トラブルの事例とし

て有名なものとして、ターメリック (ウコン) の例がある (森岡, 2005)。米国でインド系のアメリカ人が、傷に関する治療薬として、米国の特許商標庁に特許出願し取得した。しかし、インドでは、伝統的にターメリックは傷薬として使用されていた。そのため、インド政府機関 CSIR が特許無効を主張した。書面になっている証拠が当初みつからなかったが、結局古典的な文献を引用して、すでに知られた技術と主張し、結局特許が取り消された。他にもいくつもの遺伝資源の利益配分でのトラブルがあり、途上国側はこれらを海賊行為、バイオパイラシーと呼んでいるが、バイオパイラシー自体の論争は結論が出ていない。

3. 生物多様性条約と名古屋議定書

生物多様性条約 (The Convention on Biological Diversity, 2013) は 1992 年リオデジャネイロで行われた環境と開発に関する国際連合会議 (通称、地球サミット) にて調印がされ、1993 年 12 月 29 日に発効した。日本は 1993 年 5 月に締約、現在、米国を除く、ほぼすべての国連加盟国 192 カ国が締約している。条約の 3 つの柱は、生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分からなる。その中の 15 条においては、遺伝資源に関する保有国の主権的権利の規定、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) を規定、遺伝資源を取得する際には、相手国からの事前の同意の必要性が規定されている。

E-mail: msuzuki@nig.ac.jp

長年、条約の3番目の目的であるABSについて、発展途上国と先進国でシステムのあり方について長らく議論がされてきた。2002年にガイドライン（ボンガイドライン）ができたが、法的拘束力はない状況であったが、2010年のCOP10にて初めての国際的な法的拘束力を持った取り決めである名古屋議定書が採択された。これにより、提供国における国内法や規制の設置義務が明確化された。さらに、利用国側での事前同意、相互合意事項や遺伝資源の利用についてモニタリングするチェックポイントの設置の義務が課された。これらの法的規定を遵守することによって遺伝資源へのアクセスや利用が促進されると期待したい。

しかしながら、名古屋議定書の採択の交渉時に、具体的な記述は削除され、条文が広く解釈がされるようになったことや、地球規模の多国間利益配分のシステムの検討項目が追加されたことで、採択に至った。この件はこれからの具体的な国内措置を考えるときに大きな課題となっている。

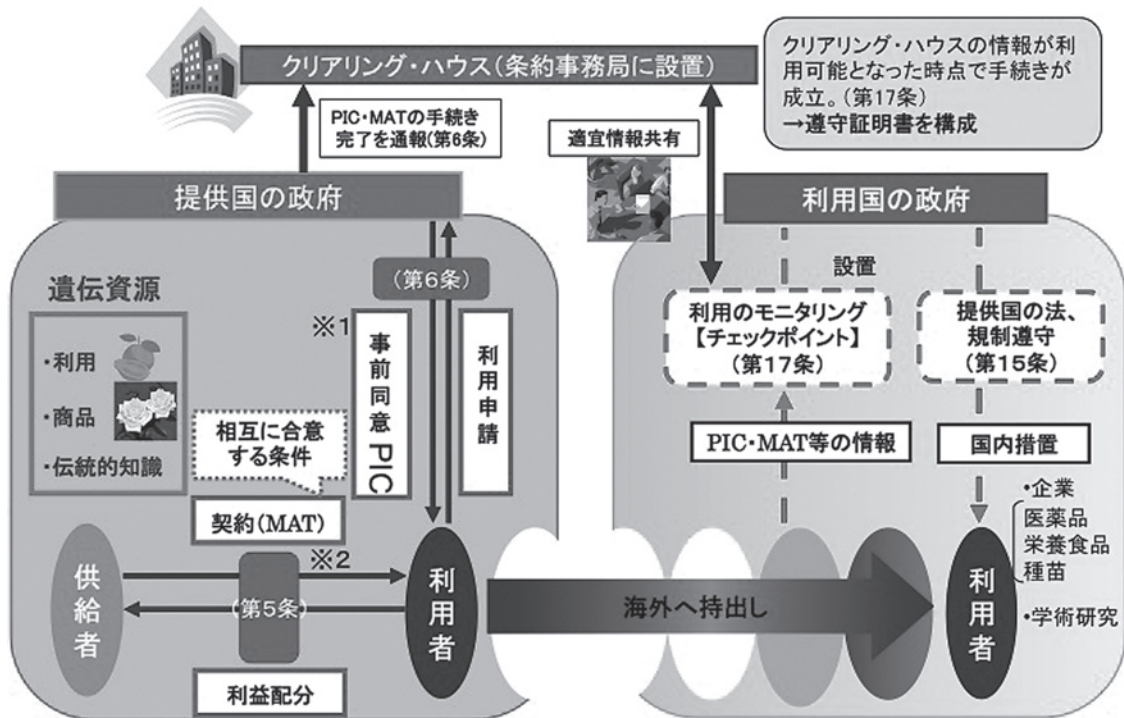
4. 実際の業務フロー

いまだに海外からの遺伝資源の利用に関して、金銭的な利益が生じないので学術に関して例外ではない

か、という意見を聞くこともあるが、学術使用においても提供国の法律で学術を除外しない限り対象外とはならない。

名古屋議定書が発効された後の遺伝資源のアクセスと利益配分に関する流れを示す（図1）。PIC/MATの取得に関してはすでにボンガイドラインにより提案されていたとおり、利用者は現地におけるアクセスを行う前に、政府から事前同意（PIC）を取得し、現地の当事者と利益配分を含む相互同意（MAT）を設定しなければいけない。今回、名古屋議定書はそのスキームに法的拘束力を持たすために、提供国においての法・規制について整備、および利用国においては監視するチェックポイントの設置が義務化されている。まず、遺伝資源の利用者はアクセス前に提供者および提供国の政府と事前同意書（PIC）を交わす。PICは新たに設置されるクリアリングハウスに届けられ国際認証となる。現地の共同研究者と採取をした場合、相互合意（MAT）にて共同研究や教育など非金銭的な利益配分や、ロイヤリティーなどの金銭的な利益配分の条件などを合意した後、遺伝資源の移転が可能となる。

利用国においては利用者が、提供国の法律・規制に従ってPICの取得がなされていること、MATが設定



※1 PIC: Prior informed Consent ※2 MAT: Mutually Agreed Terms

図1 名古屋議定書発効後における遺伝資源の取り扱いイメージ (文部科学省, 2013)

されていることを監視するチェックポイントが環境省に設置され監視を受ける。チェックポイントにどの項目を届けるか、届け出が自主的か義務的か、などの選択肢があるが、まだ決定はされていない。

5. COP10以降の動き

2010年のCOP10決議(The Convention on Biological Diversity, COP10 Decisions, 2013)に基づき、政府間会合(ICNP)が第1回(ICNP-1:モントリオール)、第2回(ICNP-2:ニューデリー)で行われた。ICNP-2により、能力構築、啓発、地球規模多国間基金の検討などの8個の勧告案が示されて、COP11で採択された(The Convention on Biological Diversity, COP11 Decisions XI/1, 2012)。特に、地球規模多国間基金に関しては、今後、実行範囲が拡大することで、学術・産業に影響がある可能性がある。

第3回政府間会合(ICNP-3)が2014年2月に韓国で開催される(The Convention on Biological Diversity, ICNP-3 provisional agenda, 2013)。本会合は第1回の議定書締約国会議COP/MOP(2014年10月、韓国開催予定)の準備が主な目的となる。本会合の議事項目として、議定書発効後の2年間の資金プログラムの議定書締約国会議の手続規則、COP/MOPのアジェンダ案、地球規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性、ABSクリアリングハウスの様式、特に途上国での能力開発を助ける国内措置、議定書の遵守を促進するための手続きおよび制度が議事項目となっている。さらに、追加項目として、監視と報告(第29条)、第19、20条について話し合われる。名古屋議定書の実施にあたる具体的な話し合いが進むことを期待したい。2014年10月にはCOP12が韓国で開催される。COP12にて名古屋議定書が発効されることが予想されている。

名古屋議定書は、50番目の国が批准してから90日後に発効されることとなっている。現在(2013年12月)26カ国が批准している。ガボン、ヨルダン、ルワンダ、セイシェル、メキシコ、ラオス、インド、フィジー、エチオピア、パナマ、モーリシャス、南アフリカ、アルバニア、ミクロネシア、ボツワナ、シリア、モンゴル、コモロス、ホンジュラス、タジキスタン、コートジボワール、ギニアビサウ、インドネシア、ブータン、ノルウェー、エジプトである。ほとんどの国は提供国であり、先進国はノルウェーのみである。日本は2011年5月に名古屋議定書に署名を行ったが、批准にあたり、国内措置の決定が必要であり、現状国内措

置の検討段階である。

6. 遺伝資源の対応例

各関係団体で、生物多様性条約における遺伝資源のABSに関する対応について、ベストプラクティスや対応するツールが作成されている。微生物分野では欧州委員会の開発総局の支援を受け、関連団体により作成された(Desmeth *et al.*, 2011) Mosaiccが有名である。これは微生物の持続可能な利用と行動に関するアクセスの生物多様性条約やTRIPS協定、ブタベスト条約などの国際的、国内法律の遵守をサポートするツールであり行動規範であり、Mosaiccの目的は微生物遺伝資源のアクセスを奨励することと、微生物遺伝資源の移転時の適切な同意書作成を助けることであり、微生物に関してチェックリストとフローを示している。生息域内または生息域外では原産国が発行したPICの取得が必要であること、MTAのデザインとして、内容のチェック、オリジナル提供者に報告すること、第三者への配布条件に注意することが書かれている。知的財産権の取り扱いには商業化投資の前に合意していくこと、貢献の度合いによって共同出願特許出願の原産国表示などが記載されている。

7. EUにおける取り組み

生物多様性条約は米国が批准していないために、先進諸国においてEUの役割はとて大きく、他の先進国に対する影響力も大きい。EUでは、パブコメその後のEU委員会案の作成、EU議会による改定案の採択が行われ、EU理事会による審議が行われる予定である。

まず、EUでは、2011年10月24日から12月30日の間に公開意見徴収(パブコメ)が行われた(European Commission, Consultation, 2011)。パブコメの内容は全部で23の設問からなる。パブリックコメントは43団体が回答、種苗、森林、バイオインダストリー協会、製薬業界、化粧品業界などの団体からなる(European Commission, Consultation, 2013)。理由は不明であるが学術団体からのパブコメはなかった。その後、パブコメを提出した団体を集め意見徴収、追加協議、他国との協議、さらに影響評価報告を行った。

パブコメの結果の一例を示す、EU内での名古屋議定書の実施により、特にあなたの部門において肯定的または否定的な経済効果を想定していますか、という設問に肯定的5、否定的効果21、両方6、不明4と、経済効果に否定的な意見が多かった。また、ABSに

関する EU での制度が必要な場合規制か EU 指令かの設問には EU 指令よりも規制レベルを望んでいることがわかる。

さらに、ドイツのバイオリソースセンター Leibniz-Institut DSMZ からは過大な事務負担が大きく研究への妨げとなる。コストの増大、さらに微生物は地理的境界はなく風、ゴミ、動物および人により容易に移動されるものであること、微生物コレクションは CBD 第 9 条による推進ツールである、措置はエンドユーザーによるものであるべき、さらにすでに WDCM が存在する、という意見が出されている。

また、植物園のネットワークである、IPEN ネットワークからは、新たなスタッフが必要となる、もし規制が、あまりにもお役所仕事であれば小規模な植物園が打撃を受ける、すでに行動規範を作成済みである、植物園は生物多様性の問題をサポートするもの、商用利用でない、などの意見が提出されている。

パブコメ後に、2012 年 10 月に EU 委員会が提出した規制案にはいくつか実効性の高めるしかけが含まれていた。まず、1) 使用者の法的遵守の監視方法として、公的研究資金の使用者すべてに正当な注意（デューデリジェンス）を払うことを宣言、2) 信頼されるコレクション（Union trusted collection）を EU 登録簿に掲載する、3) ベストプラクティス（最良の実例）として、利用者団体が、仕組みについての最良の実例として、欧州委員会に提出できる、などが存在した。

ところが、EU 議会は EU 委員会案を大幅に修正した。議会採択案（European Parliament, the proposal for a regulation, 2013）では、(1) 遺伝資源の定義に派生物（自然に生成する生化学的化合物や代謝物）が含まれる、(2) 移転の際の国際認証書か PIC の添付を義務化、(3) 利益配分はそのセクターのベストプラクティスのレベルが必要、(4) trusted collection は registered collection に変更、信用あるコレクション制度は条項削除、(5) 公的資金受領者にはデューデリジェンスの宣言を行う項目の削除、(6) 利用者の PIC/MAT、研究資金、特許、種苗法、上市時の認証、商品化時、提出の義務、(派生物を含む)、(7) 最良事例の条項の削除、(8) 起点は利用時も追加された。かなりの厳格すぎる内容となった。次の段階として、EU 理事会があり、変更される可能性は残されている。EU は 2014 年 7 月を批准の締め切りとしている。

8. 大学等における現状と今後の対応

現状、名古屋議定書は発効しておらず、それに伴う

国内措置も検討中である。しかしながら、すでにガイドラインもあるので、それに従い、事前同意（PIC）、相互同意（MAT）を締結すればひとまず問題はないと考える。一番怖いのは知らないで遺伝資源を持ち帰ることである。現状、海外の遺伝資源を国内に持ち込む際の留意点は、大学・研究機関において、以下の三点である。1) 相手国における、遺伝資源の持ち出しに関する法令等のルールを事前に確認する。2) 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関して相互に合意する条件について当事者間で交渉し、契約内容には最新の注意を払う。3) 留学生が来日する際に海外から遺伝資源を持ち込む行為も、相手国における遺伝資源の持ち出しの規制対象となる可能性に注意すべきである。また、利益配分という言葉から、金銭的な利益を配分することを想像しがちであるが、名古屋議定書にも記載されているごとく、非金銭的な利益について、研究成果の共有、提供国における共同研究、製品開発への参加、教育訓練や技術移転、能力開発や研修、地域経済への貢献などが記載されていて、幅広いものである。

現時点において、当然、提供国の法律・規制に従う必要がある。しかしながら、多くの国でいまだ具体的な法律・規制がない。多くの国でアクセスするときにはボンガイドラインに従った自主的な ABS 運用が必要である。日本における国内措置の開始後は、議定書発効に伴い提供国の法律・規制が整備されていく、提供国の法律に従った PIC の取得と MAT の設定が必須となる。チェックポイントにより PIC/MAT の取得の監視がなされる、クリアリングハウスによる国際認証の取得が可能になるなどの変化が起こる。

9. 日本における国内措置の検討状況

2012 年 9 月 28 日に生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づいて政府が策定する「生物多様性国家戦略 2012-2020」が、閣議決定された（環境省、2012）。その中の戦略目標 D-3-1 として、「可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施」が記載されている。国内措置に関する検討を行う目的で 2012 年 9 月環境省において「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」が設置された（環境省、2013a）。あり方検討会の委員は 14 名からなる。すでに 14 回の検討会が行われた（2013 年 12 月現在）。その後、報告書素案が作成され、パブコメがなされる、2014 年 1-3 月にパブコメ結果について議

論を行い、年度内に環境省への報告書の提出を行う。パプコメ実施後、関係省庁連絡会作業部会が行われる予定である。

検討会における論点は、1) 遵守の基本的な考え、2) 遵守の適用範囲-前提、時期、対象、その他、3) チェックポイント、監視、提供する情報、4) 不履行のとき、5) 国内の遺伝資源、6) 利用者の対応、適正利用の推進などである。

残念なことに検討会では、具体的なものについて、たとえば、チェックポイントの具体的な提出内容、義務的か自主的か、また、立法措置か行政措置かなどについては本検討会の検討範囲ではないとされている。

現在、論点整理表の作成後、報告書素案が作成されている。カルチャーコレクションに関連する項目を図2に示す。今後、関係者からの意見を求めたい。

10. 日本における国内措置に対する懸念事項

学術においては、今後以下の課題が残る。1) 法律かガイドラインか？ 2) 批准することのメリット、デメリット分析がなされているか？ 3) 状況が提供国の国内体制が整備されていないのに、利用国のみが国内措置 333、PIC の発給体制を整備することに急ぐ必要があるのか？ などである。さらに条約批准

(1993) と国内措置開始までの間の遺伝資源の取り扱いについても、国内措置の範囲外になる可能性は高いが、それぞれの対応が必要となる。

現状、名古屋議定書に対応した提供国の体制は整っていない国が多い。今後、提供国が法律・規制のみできて、実際の PIC 発給体制が整わない状況で遺伝資源の流通が止まってしまうことを懸念する。また、提供国の法律・規制で遺伝資源の範囲が不明瞭なため、提供国の研究者が日本に適正な処理を行わずに送付するなどのトラブルが想定される。遺伝資源に関しては、利用して新規価値が創造されなければ、利益も生まれなく、条約そのものの目的に反することとなる。そのためにも遺伝資源の円滑な流通が必要である。より円滑な流通を目指した国内措置に適用を望む。

名古屋議定書の批准により、国内の遺伝資源の利用者が対応しなければならないことがすでに定まっている決定事項と、現時点ではどう対応するか定まっていない未決定事項がある。未決定事項については、批准までに国としての対応を決めなければならないため、環境省に設置された名古屋議定書のあり方検討会では、未決定事項をどのように対応するか検討を行っている。

下記に学術として主張すべき点を挙げ未決定事項が

報告書素案の一例

7 研究機関や大学が所有する遺伝資源の扱い

国内の研究機関や大学等が所有する遺伝資源は、学問発展のため必要不可欠である。従って、下記9のとおり、それらの遺伝資源の非商業目的の学術研究利用については遵守措置の対象から除外するか、又は対象とする場合には遵守措置における手続きが穏やかなものとなるよう配慮すべきである。研究機関や大学等における遺伝資源を専門的に取り扱っている部門の中で、微生物に関する部門がカルチャーコレクションと呼称されているが、カルチャーコレクション〔から微生物を提供する場合/の遺伝資源〕の利用目的は、新種の同定や提案を行う際に比較の対象とされる分類学的な基準株として、他の開発等の薬効や毒性、抗菌性等の検定のために、所定の方法で用いられる検定菌として、有用物質生産等の研究開発の対象としての三つの場合に大きく分けられる。このうち、基準株及び検定菌として使用される場合は、他の遺伝資源や開発品についての研究開発過程での基準や指標となるに過ぎず、基準株及び検定菌自体は研究開発の対象という位置づけにないため、遵守措置の対象から除外すべきである。なお、基準株については研究開発の基盤となっており、検定菌についてはアメリカ・ヨーロッパ・日本の三薬局方で共通しており、指定された各国のコレクションにおいて同じ菌が使えるようになっているという現状がある。

(検討課題)

- ・ 遵守措置と微生物に係る国際寄託の制度との整合を図ること。
- ・ 検定菌や基準株自体も産業利用のポテンシャルを有しているため、検定菌や基準株としての利用と産業利用の線引きを行う方法。

図2 環境省あり方検討会、名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書(素案)(平成25年11月12日版)より抜粋(環境省, 2013b)

一番厳しいルールで定まったときの状況変化について考察する。

11. 学術研究としての主張

(1) 「遺伝資源の利用」の範囲

遺伝資源の利用の範囲として、派生物（遺伝単位を含まない生化学的化合物）や情報（遺伝子配列、新規化学式、新規知見、特許）の利用は対象外とするべきである。さらに交配や遺伝子操作等で作製された新規遺伝資源については、貢献度に応じて持ち分の割合を決定することをMTA（もしくはMAT）で規定すると主張すべきである。この主張が通らなかった場合の影響は大きい、定義や対象が不明確な場合、遺伝資源と考えていなかったものが相手国によっては対象となり、知らないうちに違反となっていた、ということがありえる。

また、貢献度に応じた持ち分の割合をMTA等で規定できない場合、改変を何度も繰り返し、何十年後、百年後に多大な労力と時間を費やし作成したりソースにおいても、他の遺伝資源と同様の権利を繰り返し主張される。

さらに、遺伝子情報などの情報については、データベースで公開されているものも多く、メールで送付可能であり、このような性質を持つデータに関しては国境間移転の管理が不可能である。また、派生物自体の定義は天然に存在する物に限定されることを確認し、派生物の利用は遺伝資源の利用には入らないことを確実にすべきである。

(2) PIC/MATの監視

遺伝資源提供国から取得したPICやMATの国内チェックポイント（環境省を予定）への届け出は自主的なものとするべきである。また、公的研究資金の申請時などにおいて名古屋議定書の遵守宣言を行うことで、議定書第17条に規定するチェックポイントによる監視（Monitoring）の代替とするべきである。なお、遺伝資源を商業利用する際には、PICとMATを取得し直し、届け出を行うこととする。

名古屋議定書に従い、提供国の法令・規則に従いPICを取得していることや、利益配分の条項を含むMATが設定されていることを、監視する国内チェックポイントの設置が義務づけられている。欧州連合委員会案では、デューデリジェンスといわれる、守るべき相当の義務とし、自主的なものとしている。

また、公的研究資金の申請時の遵守宣言が望ましい。届け出の義務は商品化のとき、認証などのときで十分

である。国内PIC/MATの届け出を自主的なものではなく義務的なものとする、届け出数だけでも何万もの届け出が生まれる。国内チェックポイントがその能力を有するとは考えがたい。チェックポイントの運営は困難となる。各大学の研究者に過大な労力が費やされ、研究が大きく阻害される。

(3) 立法・行政措置

国内措置は、当面は立法措置によるものではなく、ガイドラインによる行政措置とすべきである。現在、多くの提供国が名古屋議定書に対応した法令規則の整備中である。提供国内においても類似の法律の運用実績がない。このような状況で、当初から罰則を伴う立法措置の適用は困難であり、ガイドラインによる行政措置が望ましい。提供国で類似法令の運用実績がないまま、立法措置がされると実情とかけ離れたものができる。それに対応した国内立法措置にすると、同様に実情とかけ離れたものとなる。実情と乖離した法律ができ、悪意のない研究者がある日突然違反となる。また、対応ができず、遺伝資源の利用がされなくなる。遺伝資源の利用がされなくなると、利益も生まれず、利益配分も行われぬ。これは遺伝資源の持続的利用で生まれる利益でその地域の生物多様性を保護することを規定した条約の精神に反する。

(4) 名古屋議定書に伴う国内措置の適用範囲

名古屋議定書発効以前に取得した遺伝資源は国内措置の対象とするべきでない。一般的に国際条約は、遡って法的効果を適用しないこととしている。しかし、EU議会採択案では、遺伝資源の利用の開始も項目に含まれており、これは法的効力を遡って適用するものと同意義であるとの解釈がある。

適用される範囲は、名古屋議定書発効後、または国内措置の開始が発効後になるようなら、国内措置で定めた開始時期から、海外から日本に入ってきた遺伝資源が適用されるとすべきで、主張が通らなかった場合、過去数十年間に亘り海外から収集してきた大学等が保有する遺伝資源も対象となり、膨大な量が対象となる。また、PIC/MATについて想定されていない時代の遺伝資源もあり、管理上対応できない。

(5) コモディティ

一般的に日本国内または海外市場に流通している商品（コモディティ）を購入して遺伝資源を研究するような場合、日本における国内措置の対象となる遺伝資源の対象外とする。多くの提供国は遺伝資源としての利用を想定したものではない。コモディティには、①海外市場で購入したもの、②国内市場で購入したもの

がある。コモディティに関しては、すでにその購入時に、販売者に金銭的な利益を対価として支払っているため、国内措置の対象外となる遺伝資源にするべきである。主張が通らなかった場合の影響は大きく、コモディティも国内措置の対象となると、対応不可能な膨大な量の管理が必要となる。

この主張が通らない場合、コモディティについて、金銭的な売買のみを想定しているために、PIC/MATの取得が困難であり、コモディティを利用した遺伝資源の研究は不可能となる。

(6) 利益配分

学術研究は金銭的利益が生じるものではないため、利益配分条項は簡易なものとし、利益が出る際に新たなMATを締結するべきである。利益配分には、金銭的な利益配分と非金銭的な利益配分が名古屋議定書、ボンガイドラインに記載されている。提供者および利用者が相互に合意する範囲で、利益配分の条件を設定する。また、学術研究においては、利益配分の適用範囲およびMATに定める条件は、当事者の合意に基づいたもののため、MATの内容や履行状況は、チェックポイントの監視外とする。主張が通らなかった場合の影響は大きく、利益が生じない学術研究についても具体的利益配分をMAT条項に含める必要が生じ、非現実的である。

(7) 第三者への譲渡および商業利用について

第三者へ遺伝資源を提供する際、利用目的を非営利学術研究に限定した契約とし、PIC/MATの取得を簡略化するべきである。また、商業利用をする場合は、別途契約を行うことを条件に付し、商業的利益が生じた場合の利益配分を契約で取り決めることで、別途PIC/MATの取得を簡略化する。学術研究において、金銭的な利益に結びつく研究は極めて少ない。そのため、PIC/MATの取得を簡略化し、円滑な遺伝資源の研究への活用を促進する。

ただし、商業利用に結びつく可能性がある研究については、その性質に応じ事前にPIC/MATを取得する必要がある。学術研究は、多くの遺伝資源の円滑な利用により支えられている。そのため、PIC/MATにより必要以上の手続きが行われると遺伝資源の取得に大きなブレーキがかかり、学術研究に大きな停滞が引き起こる。

(8) 共同研究・人材育成・共同開発について

海外からの遺伝資源を安定的・継続的に利用するためには、提供国の信頼を得る必要がある。そのため海外の遺伝資源を利用し論文を執筆した場合は、論文に

取得国を明記すること、また人材育成、共同研究等で協力することを推奨する。

海外からの遺伝資源の入手には提供国との信頼関係構築が必須であり、提供国の研究者との人的関係により遺伝資源を取得している例が多い。遺伝資源の利用の透明性を確保するためには、論文に取得国を明記することが必要である。

また、現地で資源を提供する研究者と共同研究を行い、相手国の研究者および学生の教育など、人材育成を積極的に行うことを推奨する。主張が通らなかった場合の影響は、論文に遺伝資源取得国の明記などをせず、提供国・提供機関、提供する研究者との間に信頼関係の構築がされない場合、提供国から謂れのない非難が起こる可能性がある。

(9) 2015年までの国内措置の実施について

提供国のABS関連法令や手続き体制が未整備、日本国内での調整不足などの状況を考慮すると、できるだけ早期に議定書を批准し2015年までに国内措置を実施することは時期尚早である。現状は、多くの提供国においてABS関連法令や手続き体制が未整備である。運用されるまで時間がかかる。また日本においても、研究者の啓発活動、さらに、実際の運営の体制を構築していかなければならない。主張が通らなかった場合の影響は大きく、2015年開始はあまりにも時間がなさすぎる。2015年から国内措置が実施された場合、ほとんどの大学等および学術研究者が対応できず、進行中の研究を中止せざるを得ない。

以上示したように、現在、国内措置を検討中であるが、未決定事項については、今回の学術に関する考慮がなされない限り、ほとんどの大学等および学術研究者が対応できず、遺伝資源を利用した研究を大幅縮小または中止せざるを得ない。

12. まとめ

名古屋議定書に係る国内措置について現状の総括と問題点の分析を行った。名古屋議定書のフレームが実際に動き出すには、提供国-利用国両国の準備、費用、人力が必要である。不十分な状況での国内措置の設置を懸念する。すべての関係者にとって、メリットデメリットを考え、遺伝資源の利用そのものが円滑に進むような国内措置を望む。そのためにも現場の研究者が意見を出し、実際に遺伝資源のアクセスと利用が促進される方策を一緒に検討することが最重要なのは言うまでもない。未来の研究者のためにも、学術研究に影

響の少ない国内措置を取るべきであり、そのためには、国内の現状と実態を把握することが必要である、すべての関係者によって研究への影響を十分に具体的に検討しなければいけない。

文 献

The Convention on Biological Diversity 2012, COP11 Decisions XI/1. <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-11/cop-11-dec-01-en.pdf>

The Convention on Biological Diversity 2013. <http://www.cbd.int/convention/>

The Convention on Biological Diversity 2013, COP10 Decisions. <https://www.cbd.int/decisions/cop/?m=cop-10>

The Convention on Biological Diversity 2013, ICNP-3 Provisional agenda. <http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/icnp-03/official/icnp-03-01-en.pdf>

Desmeth, P., Kurtböke, I. & Smith, D. 2011. Mosaic: Tool to implement the Nagoya Protocol on Access and benefit Sharing in microbiology. <http://www.cbd.int/abs/doc/protocol/icnp-1/wfcc-en.pdf>

European Commission, Consultation 2011. http://ec.europa.eu/environment/consultations/abs_en.htm

European Commission, Consultation, 2013.

http://ec.europa.eu/environment/consultations/abs_results_en.htm

European Parliament, the proposal for a regulation 2013. <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=REPORT&reference=A7-2013-0263&format=XML&language=EN>

環境省 2012. 生物多様性国家戦略 2012-2020 ～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ. http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20763&hou_id=15758

環境省 2013a. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会. <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

環境省 2013b. 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書素案. http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf/conf01-14/mat01_1.pdf

文部科学省 2013. 名古屋議定書に関する学術関係者意見交換会. <http://np-iken.sakuraweb.com/handout.html>

森岡 一 2005. 特許研究 40 P36-47, 薬用植物特許紛争にみる伝統的知識と公共の利益について. <http://www.inpit.go.jp/content/100030535.pdf>

Newman, D.J. & Cragg, M.C. 2012. Natural products as sources of new drugs over the 30 years from 1981 to 2010. *J. Nat. Prod.* **75**: 311-335.